

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和8年（再口）第2号

岡山市南区藤田527番地14

再生債務者 藤田 直樹

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年5月25日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年7月2日まで
令和8年6月11日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再口）第4号

北海道旭川市南7条通26丁目567番地の62

再生債務者 石田 晃康

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年4月15日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年7月9日まで
令和8年6月11日 旭川地方裁判所民事部

令和8年（再口）第1号

広島市南区丹那町65番7号

再生債務者 帆足 有布

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年5月8日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年7月10日まで
令和8年6月12日

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（再口）第1号

広島県呉市焼山政敵1丁目12番6号

再生債務者 高倉 祥希

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年6月5日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年7月10日まで
令和8年6月12日 広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和8年（再口）第1号

千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田546番地1

再生債務者 佐藤 大

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年6月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年6月10日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（再口）第3号

大阪府八尾市植松町5丁目16番21号

再生債務者 木村 忠貴

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年6月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年6月11日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再口）第5号

静岡県駿河区丸子3丁目12番90-2号

再生債務者 山本 弘巳

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年6月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年6月12日
静岡地方裁判所民事第2部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年（チ）第5号

石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

申立人 珠洲市長 泉谷 満寿裕

住所・居所 不明

（亡前濱勝司の最後の住所）石川県珠洲市三崎町寺家ト部172番地

（不動産登記記録上の氏名）前浜 勝司

所有者 亡前濱勝司相続財産

届出期間満了日 令和8年8月7日

令和8年6月4日

金沢地方裁判所輪島支部

（別紙）物件目録

- 所在 珠洲市三崎町寺家ト部
地番 172番1
地目 宅地
地積 337.19平方メートル
- 所在 珠洲市三崎町寺家ト部
地番 172番3
地目 宅地
地積 406.61平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は、令和八年五月二十九日付、官報（号外第一二〇号）九十五頁に掲載しております。
令和八年六月二十二日

札幌市東区北四十一条東六丁目二番七号

（甲）合同会社ウ・ルーチェ

代表社員 河上 道子

札幌市中央区宮の森二条十丁目三番一〇号

宮の森二条マンション二〇二号室

（乙）株式会社ぐるにここと

代表取締役 河上 真典

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の総社員による同意は令和八年七月二十日に取得することを予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 日本経済新聞

掲載の日付 令和八年四月一日

掲載頁 三十一頁

令和八年六月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

（甲）日本アイ・ピー・エム株式会社

代表取締役 山口 明夫

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル6F

（乙）Confluent Japan合同会社

代表社員 コンフルエント・インク

職務執行者 ウエイリン・リー・パ・ウツト

合併公告

左記会社は、吸収合併により、甲はこの権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散することと致しました。この吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、両社の最終事業年度の貸借対照表の開示状況は、左記のとおりです。

（甲）掲載紙 日刊工業新聞

掲載日 令和八年六月十一日

掲載頁 二頁

（乙）掲載 官報

掲載日 令和八年六月十二日

掲載頁 一一〇頁（号外第一三〇号）

令和八年六月二十二日

東京都世田谷区駒沢一丁目一六番七号駒沢

中村ビル二階A室

（甲）ミックスウエーブ株式会社

代表取締役 齊加 博和

東京都豊島区東池袋三丁目一一番九号ヨシ

フジビル三階 （乙）株式会社ビクセル

代表取締役 檜山 雄樹

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月十五日

掲載頁 六十五頁（号外第一三二号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十二日

東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号

（甲）オークスホールディングス株式会社

代表取締役 山田 真也

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

（乙）シー・シックス・サイン株式会社

代表取締役 中村 健